

委 員 会 記 録 簿
(開会中)

委員会名	第8回 産業厚生常任委員会			
開会日時	令和4年3月3日		9時00分 開会	
	令和4年3月3日		11時44分 閉会	
場 所	議場			
出席者数	委員定数8名中、出席者8名			
出席委員	大下 正幸	芦田 宏治	—	
	田邊 介三	児玉 史則	熊高 昌三	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	石飛 慶久	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席したも の	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	市長	石丸 伸二	副市長	米村 公男
	市民部長	福井 正	福祉保健部長	大田 雄司
	産業振興部長	重永 充浩	建設部長	小野 直樹
	税務課長	竹本 繁行	子育て支援課長	久城 祐二
	健康長寿課長	中野 浩明	健康長寿課特命担当課長	中村由美子
	保険医療課長	井上 和志	地域営農課長	三戸 法生
	農林水産課長	森田 修	商工観光課長	松田 祐生
	管理課長	神田 正広	住宅政策課長	小櫻 静樹
	建設課長	五島 博憲	地域営農課鳥獣対策係長	佐々木覚朗
	農林水産課農林土木係長	森竹 和孝	農林水産課林業水産係長	国広 康德
	商工観光課観光振興係長	藤堂 洋介	すぐやる課維持第1係長	登田 晃
出席した 事務局職員	議会事務局長	森岡 雅昭	議会事務局次長	國岡 浩祐
	総務係主任主事	岡 憲一	—	—

1. 会議日程

別紙のとおり

2. 会議に付した事件

(1) 議案審査【市民部】

①議案第6号 安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(2) 議案審査【福祉保健部】

①議案第7号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(3) 報告事項【福祉保健部】

①「誕生お祝い金」について

②新型コロナワクチン接種状況について

(4) 議案審査【産業振興部】

①議案第8号 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例

(5) 報告事項【産業振興部】

①令和3年8月豪雨による農地・農業用施設等の災害復旧状況について

②安芸高田市イノシシ対策モデル事業の成果・課題と令和4年度の取り組みについて

(6) 報告事項【建設部】

①江の川上流域の特定都市河川法指定について

②市有常友住宅・甲田住宅の状況について

③令和3年発生公共土木施設災害の状況について

(7) そ の 他

①閉会中の継続調査について

3. 議事の経過

【開会 9:00】

○大下委員長

定刻となりました。ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより、第8回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしておりますとおり、3件の議案審査及び7件の報告を受けてまいります。

議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

○石丸市長

お待たせして申し訳ありません。

本日は3つの議案審査と7つの報告があります。

詳細については、担当職員より説明をさせます。

どうぞよろしく願いいたします。

(1) 議案審査【市民部】

①議案第6号 安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

○大下委員長

それでは議事に入ります。

これより議案審査を行います。

議案第6号「安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

福井市民部長。

○福井市民部長

よろしく願いいたします。

議案第6号についての要点の説明をいたします。

現在、国民健康保険の県単位化が平成30年度からスタートし、令和6年度に準統一保険料になるよう、国民健康保険税の決定を行っております。

このたびの改定案も県からの指示数値を勘案した上で、急激な交付税の上昇にならないよう、市独自の軽減措置により税率の改定を行うものであります。

詳細につきましては担当課長よりご説明させていただきます。

○大下委員長

竹本税務課長。

○竹本税務課長

それでは、説明資料に基づきまして説明させていただきます。

本案は、平成30年度から県単位で運営されております国民健康保険税について、県から示された指示数値に基づいて国民健康保険税の税率を改定するため、国民健康保険税条例等の一部を改正するものでございます。

初めに全体的な改正の概要について保険医療課から説明させていただき、その後に税務課から税率等の説明をさせていただきます。

○大下委員長

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長

説明資料の1ページをお願いいたします。

広島県国民健康保険連携会議に提出された資料をもとに要点をまとめたものでございます。

まず、1ページ、算定の概要でございますけれども、県が保険料率の本算定に用いた本市の被保険者数と診療費の推計値を掲載しております。

診療費におきましては、令和2年度から3年度までは減少しているものの、令和4年度には増加に転じています。要因の1つとして、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えとその反動によるもの、また、コロナ診療に係る報酬単価の引き上げが影響しているものと考えられます。

2番目の本市の保険料収納必要額では、県に納付すべき保険料収納必要額を記載してございます。

国民健康保険料の財源となる国保税は、3つの区分で構成されており、それぞれの区分に分けて、事業費納付金として県に納付します。

区分ごとの必要額を被保険者数で割った額が資料の2ページの3番本市の一人当たり保険料収納必要額となります。

令和3年度には、県全体で医療分に2億円、介護分に8億円の財源充当が行われた影響もあって、一人当たりの保険料必要額は減少いたしました。

令和4年度では、医療給付費分には財源の充当はございませんが、介護分について県全体で11億円の財源充当がなされております。

2ページ下段の4番、現行保険料率と令和6年度に見込まれる準統一保険料率の状況でございます。

激変緩和期間終了後の令和6年度の数値に向けて、円滑に移行できるよう税率の改正を行うものでございます。

続きまして税務課から説明させていただきます。

○大下委員長

竹本課長。

○竹本税務課長

説明資料の3ページをお開きください。

国民健康保険税の仕組みについて図解を載せております。国保税収納必要額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けて県から示されてきますので、それぞれについて、激変緩和を念頭に置きながら、収納必要額を確保するよう妥当な税率を決定する必要があります。

4ページをご覧ください。

2、現行税率と改正案税率の税収見込です。

この表は上から、(1) 医療給付費分、(2) 後期高齢者支援金分、(3) 介護納付金分、それらの合計である、(4) 国民健康保険税のそれぞれについて、税収見込みを試算し一覧表としたものでございます。

次に議案書をご覧ください。

議案書は右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。

説明資料の4ページと議案書で改正内容を説明させていただきます。

初めに説明資料 4 ページの (1) 医療給付費分ですが、所得割を現行税率より 0.30%引き下げ 6.40%にするとともに、平等割を 900 円引き下げて 17,800 円としております。

議案書では 2 ページの第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 号で改正しております。

第 5 条第 2 号の特定世帯および第 3 号の特定継続世帯は、第 1 号の税率を変更したことに伴い、第 1 号の額の 2 分の 1、4 分の 3 とするものでございます。

次に説明資料の (2) 後期高齢者支援金分ですが、所得割を 0.10%引き上げて 2.30%、均等割を 300 円引き上げて 9,500 円としております。議案書では 2 ページの下段、第 6 条、第 7 条で改正しております。

次に説明資料の (3) 介護納付金分ですが、所得割を現行税率より 0.10%引き上げて 2.00%、均等割を 400 円引き上げて 9,900 円、平等割を 200 円引き上げて 4,800 円としております。

議案書では 3 ページの第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2 で改正しております。

以上を合計したものが、説明資料の一番下の表 (4) 国民健康保険税となります。差引額はマイナス 1,394 万 1,000 円となります。

差額については国保財政調整基金を充当することといたしております。

議案書に戻っていただき 3 ページの第 23 条につきましては、世帯内所得に応じ、保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減措置に係る軽減額の改正でございませぬ。

3 ページ下段からの第 1 号は 7 割軽減、4 ページ下段からの第 2 号は 5 割軽減、5 ページ中段からの第 3 号は 2 割軽減措置の軽減額をそれぞれ調整するものでございませぬ。

次に議案書 6 ページの第 2 条関係ですが、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額を 9,200 円から 9,500 円に改正することに伴い、昨年第 4 回定例会において既に議決をいただいた安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 41 号）の一部を改正するものでございませぬ。

附則と致しまして、施行期日等を定めております。

次に説明資料の 5 ページをご覧ください。

現行税率と改正案税率での年税額の比較をしたものですが、一番右の現行税率と改正案税率の年税額の差額の表をご覧ください。

増減額にマイナスの標記がしてあるものが現行税率よりも税額が下がるもので合計すると 3,080 世帯、80.3%の世帯の税額が下がります。一方 545 世帯、14.2%の世帯の税額は上がりませぬけれども、そのほとんどが 1,000 円以下となります。

国保財政調整基金を充当して税の負担感を抑えつつ、令和 6 年度の準統一保険料率に向けて税率を改正するものです。

説明資料の 6 ページ以降は、今までご説明してきました改正案税率に基づきまして今回提案しました条例案の改正条項と内容を一覽としたものでございませぬ。

以上で要点の説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

説明資料の 1 ページで、私が間違っていたら申し訳ないですが、算定の概要で、算定結果の 70

歳以上の人数（占める割合）というのが、令和3年度2,032名から令和4年度2,002名となって、これは5人の減となっておりますが、30人の減じゃないかと思うんですが。なおかつ、プラス1.9ポイントもマイナスになるんじゃないかと思うんですが、これは、被保険者数についてはコーホート要因法によって県が推計した数値で、これに基づいて本市の保険料収納必要額及び標準保険料を算定しますとなっているので、そこらあたりは間違っていないのでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

井上課長。

○井上保険医療課長

申し訳ございません。こちら資料の方が間違っておりました。マイナス30人が正しい数値でございます。

○大下委員長

ポイントの分はどうか。

暫時休憩いたします。

9:15 休憩

9:15 再開

○大下委員長

休憩を閉じて再開いたします。

答弁を求めます。

井上課長。

○井上保険医療課長

ポイントについては資料に記載のとおりでございます。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

石飛委員。

○石飛委員

説明資料の5ページのところで、現在の税率改定による年税額の試算で、このたび、限度額が3万円アップということで、3万円多く取ることが可能になった状況の中、先ほどの説明の中で、545世帯14.2%の世帯が1,000円以下の増額で収まったということで間違いないでしょうか。

最高3万円上がる人もいるという状況の中、それで間違いないかどうか確認したいんですが。

○大下委員長

答弁を求めます。

竹本課長。

○竹本税務課長

この表の、マイナス表記がされていない100円から3万円台、これについては増額はされておりますので上限額が3万円上がる予定なので、0.5%の方は、3万円台に上昇するというところでございますが、その増減の多くが100円から900円の525世帯の方がほとんどであるという説明を

させていただいたところです。以上でございます。

○大下委員長

石飛委員。

○石飛委員

ちょっと曖昧なんでほとんどの方っていうことで、3万円上がる方もいらっしゃいますか。

○大下委員長

答弁を求めます。

竹本課長。

○竹本税務課長

こちらの差額の表に記載しておりますように、ほとんどの方がというだけであって、3万円上昇する方もおられます。以上でございます。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

○金行委員

5ページの件で、トータル的に80%の方が下がって14%の方が上がると聞いたんですが、そこをもう1回、そういうことで理解していいのか。私の聞き間違いがあったかということで確認したいんですが、よろしいですか。

○大下委員長

答弁を求めます。

竹本課長。

○竹本税務課長

この表の上からマイナス1万円台からっていうのから、中段あたりにマイナス100円からマイナス900円まで、こちらの方が全体で3,080世帯、全体の80.3%、この方が税額が下がるということでございまして、それから下の100円から900円台のランクから3万円台、こちらのところが、全体で545世帯、14.2%の方が増額という、そういうふうな説明をさせていただいたところです。以上でございます。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号「安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第6号の審査を終了いたします。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。

9：20 休憩

9：21 再開

(2) 議案審査【福祉保健部】

①議案第7号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○大下委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第7号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。執行部より説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について要点の説明をいたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）の改正に伴い、市の条例の改正を行うものです。

詳細な内容につきましては、資料に基づき、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。以上で要点の説明を終わります。

○大下委員長

久城子育て支援課長。

○久城子育て支援課長

それでは、改正の主な内容についてご説明します。

説明資料をご覧ください。

1の改正の趣旨ですが、先ほど部長が述べたとおりなので、割愛いたします。

2の改正内容ですが、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成や保存を行うものや、保育所等と保護者との手続き等に関するもので、書面によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法により行うことも可能である旨の包括的な規定に改正するものです。

この改正は、次の観点から行われるものです。

1つ目は、保育所等の事業者の業務負担の軽減を図る観点から、書面の作成、保存について、電子ファイルのみで可能とし簡略化するものです。

2つ目は、保育所等を利用する保護者の利便性向上や、保育所等の業務負担軽減の観点から、保護者への説明でこれまで書面で通知してきたものを、電子メール等で可能とするものです。例としては次のようなものが想定されています。

施行期日ですが、公布の日から施行をします。

それでは、議案をご覧ください。

左が改正後、右が改正前です。

2 ページ右側の第 5 条第 2 項から、3 ページ下段の第 4 項までは、令和 2 年 12 月 22 日に安芸高田市条例第 38 号で追加したもので、電磁的方法により重要事項等を保護者へ交付できることを規定したのですが、これらを今回削除し、新たに追加する 4 ページからの 53 条で、今回の追加項目を含め、より詳しく規定をしています。

4 ページをご覧ください。

第 53 条第 1 項では、保育所等が記録作成、保存等をする際、これまでこの条例の規定により書面等を行わなければならないとされていたものを、電磁的記録により行うことができると規定しています。

第 2 項では、この条例の規定による書面等の交付や提出をその書面等が電磁的記録により行われている場合には、保護者等の承諾を得て、電子メールやインターネット CD-ROM 等で交付または提出できることを規定しています。

第 3 項では、それらは印刷することができるものでないといけないと規定をしています。

第 4 項では、保育所等が用いる電磁的記録の提供方法や種類について、あらかじめ保護者の承諾を得なければいけないと規定をしています。

第 5 項では、保育所等は、保護者から電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があった場合は、電磁的方法によってはいけないと規定しています。しかし、再び承諾があった場合には、電磁的方法で行うことも可能とすることを規定しています。

第 6 項では、第 2 項から第 5 項までの規定の準用等について規定をしています。

最後に、附則でこの条例が公布の日から施行されることを規定しています。

以上で説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

こちらの部分で保護者の同意をとるというふうな説明があったと思うんですけども、どのような形で同意を取られるのか説明をお願いいたします。

○大下委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城子育て支援課長

保護者から同意をいただく場合には、やはり文書または口頭でお聞きしてそれを記録として残していく必要があると思います。

保護者の方が承諾されないということは、例えばインターネット、スマホを持っていないとか、そういったことが理由として考えられますので、それをそういう申し出を受けるのであれば、書面が適切かとは思いますが、以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

データ化するということで現在の状況に応じたりするんでしょうけれども、保存とか開示と

か、あるいはデータの管理、これまでとチェック体制等変わることがありますか。

○大下委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城子育て支援課長

これまでもいろいろなアプリを導入してきております。市全体で、メール配信アプリのすぐー
るというものを導入して保護者に通知が迅速に行くようにしております。

そういったアプリの脆弱性とか、そういったことがないように、会社の方とかも気をつけてお
ります。

こういったファイルは、市の基準に基づいて、公立保育所とかでも廃棄、保管をしております
ので、そういったことについては、万全を期していきたいと思っております。以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

同じく保育所等で、書面からメール等で対応することを可能であるということを規定されたん
ですが、その例の中で、保育の質の自己評価というのがあるんですが、これはどういったよう
なことなんでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城子育て支援課長

第三者評価という制度もございまして、保育の内容について、お願いしている方に評価してい
ただくという制度がございまして。

そういったものを公表している保育所、認定こども園もございまして。以上です。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第7号の審査を終了いたします。

(3) 報告事項【福祉保健部】

①「誕生祝い金」について

○大下委員長

次に、福祉保健部に係ります、誕生祝い金についての報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは、報告案件1、誕生祝い金について要点の説明をします。

従前から利用率が伸び悩んでいた子育て応援券交付事業を見直し、子供の誕生を祝福するとともに、子育て家庭への経済的支援をする目的で誕生祝い金制度を新たに設けるものです。

詳細な内容につきましては、資料に基づき担当課長より説明をさせますので、よろしくお願ひします。

以上で要点の説明を終わります。

○大下委員長

久城子育て支援課長。

○久城子育て支援課長

それでは、誕生祝い金についてご説明します。

概要ですが、平成28年10月より開始した、「子育て応援券交付事業」については、市民から「利用しづらい」、「利用できるサービスが少ない」といった意見が以前から寄せられていました。そして、利用率も低迷してきました。

本制度の在り方を検討するため、令和2年8月に実施した保護者アンケートにおいては、制度の見直しを求める声が多く寄せられました。

このような状況の中、利用方法等の再検討を行ったところ、本制度の目的である子育て家庭の精神的、身体的及び経済的負担の軽減を図るには、用途を限定せず、いつでも手軽に使用できる現金を支給することが望ましいとの結論に達しました。

現金の場合、使用範囲が限定的ではなくなりますが、子育て世帯の収入になることで、直接的に子育て用品等に使われなくても、子育て世帯の負担軽減につながることには変わりがないため、このたびの抜本的変更を決定するに至りました。

中段には、参考までにこれまでの制度の概要を記しています。

右側には応援券のこれまでの利用率を表にしていますが、50%を超えたことはありませんでした。

制度自体を評価する声はありましたが、利用できるサービスが少なかったことと、利用のしづらさから利用率が低迷し、子育て支援の有効な手段とは言えない状況でした。

2の新制度の目的ですが、次代を担う子供の誕生を祝福するとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するものです。

3の支給対象児童ですが、令和4年4月1日以降に生まれた乳児です。

4の支給対象者は、支給対象児童を監護し、かつ生計を同じくする保護者です。

5の支給要件ですが、1つ目としては、支給対象児童及び支給対象者が安芸高田市に居住し、安芸高田市の住民基本台帳に記録されていること。

2つ目としては、支給対象者及びその配偶者に市税等の滞納がないこととしています。

裏面をご覧ください。

6の支給金額ですが、支給対象児童1人につき1万円です。令和4年度は130人を見込んでいます。

その他ですが、令和4年3月31日までに本市で生まれた児童と、令和4年3月31日までに本市に転入した3歳未満児については、引き続き、子育て応援券が発行されますので、その児童の3歳の誕生日までは使用できることとしています。

以上で説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員

これは子育て応援券があまり伸びなかったということで、大変アンケートをとってやられたということで。これを予算もございます但本年度からやられるということで、広報にすごく意味があると思うんです。

その分はどう考えてるか一点お聞きします。

○大下委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城子育て支援課長

この制度について、この議会で初めてご報告させていただきました。

予算についても計上させていただきましたので、今後、すぐやる、また、ホームページ等で広報の方はさせていただきたいと思っております。

ただこれ、転入された時に、児童手当の手続き等で窓口の方においでいただきますので、その際にご説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

これまでの経緯も参考資料として書いてありますが、その利用率の変化がありますよね。

この変化の内容についてどのように精査といいますか、どのように変化があったのかという要因について、少し触れておきたいんですが、いかがでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城子育て支援課長

平成28年度は26%ということになってるんですけども、これは制度自体が開始したのが10月からでもう後半に入る時点から始まりました。

翌年度から、大体40%程度で推移してるんですけども、やはり最初のうちは、皆さんに周知というのが行き渡ってなかったということもございます。

このたびの令和2年に実施したアンケートの中でご回答いただいたのは、使用期間を長くして欲しいとか、使用範囲を広げて欲しいとか、病院に行った場合には、まず現金で払って、償還払

いでお支払いするとかそういった複雑な制度でした。

この面倒くさいということで使われてない方も結構いらっしやったように思われますので、そういったことで、このたび、最も使いやすい現金という方法に変えることを決定いたしました。

以上でございます。

○大下委員長

ほかに質疑ありますか。

熊高委員。

○熊高委員

令和2年というのは、コロナの影響等もあって低迷しているということですか。

○大下委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城子育て支援課長

令和2年が15%なのは、この制度は、3歳の誕生日まで使えますので、単年度で使い切るわけではなしに、何年か少しずつ使われる家庭がいらっしやいますので、令和2年、現時点では15%ですけれども、50%程度までは行くのではないかと思っております。以上です。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

これまでの応援券は第1子・第2子が1万円、第3子以降が3万円というふうになっていますが、この関係は、今回の新しい制度ではどのようになるんですか。

○大下委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城子育て支援課長

この点について、内部の方でも議論いたしました。

差をつけるのがどうなのかという話もいろいろありまして、出産した子供さんの数によって差をつけるのは好ましくないのではないかとということがありました。アンケートの中でも、実際に差がついてるのはなぜなんですかという声もございました。

そういったことから、このたびは一律に1万円ということにさせていただきました。以上でございます。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

一般的にはそういうふうなご意見もあると思いますが、子供の数が増えると、負担等も増えてくるということも実質的にはあるわけで、子供の数が増えたときに、そういった支援が手厚くなるというのは、私はいいのじゃないかなと思うんですが、その辺の議論はさらにどのようにされたのか、お伺いしたいと思います。

○大下委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城子育て支援課長

確かに制度によってはそのように子供の数が増えるに従って増える、児童手当などそういった制度もございます。

ただ生まれた子供さんのことについて、差をつけるということに対してもちょっと抵抗がございましたので、これからもしそういう声が寄せられるようだったら、今後は検討していきたいと思っておりますけれども、現在のところはこれで行いたいと思っております。

○大下委員長

石丸市長。

○石丸市長

少し補足をさせていただきます。

今回名称が変わってます。

ここが本当に肝心なところで、誕生をお祝いするという趣旨です。

であれば、1人目でも3人目でも5人目でも、同じお祝いの仕方でもいいんじゃないでしょうか。

私は次男ですけれども、長男より上なのか下なのか、一緒だと思います。

○大下委員長

ほかに質疑ありますか。

熊高委員。

○熊高委員

ちなみに私は三男ですが、随分手間をかけたんかなと思って、下になればなるほど、手間暇かかるんかなという気もするんですが。

今、課長の方からご答弁あったんで、今後そういった皆さんのご意見を聞きながらすることなんで、実質的に、子育てというのは非常に厳しいところもありますんで、そこらをしっかり見極めて、今後に対応いただきたいということを要望しておきます。

○大下委員長

ほかに質疑ありますか。

田邊委員。

○田邊委員

この支給対象者は保護者の方にはなれると思うんですけれども、いわゆる里帰り出産のような一定期間しか本市におられないというような場合でも支給対象にはなるんでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城子育て支援課長

そういった方は残念ながら支給対象にはなりません。

あくまでも住民基本台帳に登録されている方、安芸高田市で税金払っていただいている方、そういった方たちを対象としています。

ですので、対象者のところで市税への滞納がないことということも規定させていただいております。

こちら、国の補助事業ではございません。安芸高田市の単独事業です。安芸高田市で税金を払っていただいた皆様のお金を原資として実施する事業ですので、こちらの方ご理解いただきたい

と思います。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、誕生お祝い金についての報告を終了いたします。

②新型コロナワクチン接種状況について

○大下委員長

次に、新型コロナワクチン接種状況についての報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは報告案件2、新型コロナワクチン接種状況について要点の説明をいたします。

本日、追加資料をお配りしておりますが、このワクチン接種の実施について、市の医師会、医療関係者、高齢者施設関係者など、多くの皆様の多大なるご尽力とご協力に対して、深く感謝しているところでございます。

本日は、3月7日から開始します、5歳から11歳へのワクチン接種のスケジュールや、追加資料に基づきまして、2月27日現在の本市の3回目接種状況について、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○大下委員長

中村健康長寿課特命担当課長。

○中村健康長寿課特命担当課長

それでは、新型コロナワクチン接種状況についてご説明いたします。

まず1ページ目をご覧ください。

5歳から11歳のワクチン接種についてです。

5歳から11歳のワクチン接種については、国が3月から開始するよう指示をしています。大人の接種と同じように、努力義務ではありませんが、接種希望者が接種できる機会を設けました。対象者は約1,300人で、2月25日から接種券等を順次発送しております。

予約は大人の接種と同様に、インターネットまたはコールセンターを活用していただきます。

接種場所は、JA吉田総合病院旧老人保健施設のぞみの3階です。

日程は3月7日を初日として、大人と同じく3週間間隔で2回の接種とされているため、接種の週を3週間おきに設けています。

ワクチン接種の期間は、国が9月末までとしましたので、9月末までに5歳になられる方を接種可能な日程としています。

接種時間は平日の9時から12時と、13時から16時です。

JA吉田総合病院の協力により、診療時間内の広島大学小児科医師の確保と、万一の救急医療体制も確保いただいたということから、平日の診療時間内のワクチン接種といたしました。

ワクチンは小児用のファイザー社製のワクチンを使用しますが、一部のワクチンが既に配送されています。

接種の周知については、対象者に接種券等を郵送し、市ホームページやお太助フォン等でお知

らせたいと考えています。

現在4月末までの予約がとれるようにしておりますが、予約枠の2分の1から3分の1程度の予約が入っている状況です。

続いて追加資料の2ページをご覧ください。

3回目の接種状況についてです。

1回目2回目同様に、医療従事者から3回目の接種を開始しています。

JA吉田総合病院、市医師会、八千代病院では、既に医療従事者の接種が終わっており、医療従事者と入院患者さん等の接種は、1,248人終わっているところです。

高齢者施設と従事者は1,215人が、一般高齢者には3月25日まで市内文化センターにおいて集団接種を予定しており、今のところ、3,262名の方が接種を終えておられるところです。

妊婦の方やそのご家族には、電話や手紙で希望を聞かせていただき、一般高齢者の枠で予約を受け付け、接種を受けていただいています。

障害者施設と従事者の方には、現在2施設目を接種しており、最終日が4月までとなっておりますが、現在222名の接種を終えています。

次の優先接種ですが、市内の小学校、中学校、高校に勤務されている職員の方、保育士、高齢者施設等にお勤めの職員を対象に、2月中の3日間で接種を行い、528名の接種を実施しています。

9月末までに2回目接種を受けられた65歳未満の方には、2月に接種券を発送し、557名の方は前倒し接種をされているところです。

3回目合計で7,032名の接種が終わっています。

10月に2回目接種をされた方には、2回目接種から5カ月になる3月に接種券を送付の予定です。

なお集団接種に来ることができない方は、主治医に相談をしていただくなどし、個別接種を進めているところです。

また、国が2回目接種から6カ月で接種可能としましたので、一般高齢者の集団接種の枠を拡大するなどして、65歳未満の前倒し接種を可能としています。

続いて3ページをご覧ください。

接種者数です。

2ページの接種者を年齢で分けています。

65歳未満は1回目83.3%、2回目82.8%、3回目は11.7%。

65歳以上の方は、1回目が95.5%、2回目95%、3回目47.6%の接種率で、3回目の全体では27.2%の方が接種を終えておられます。

なお資料にはありませんけれども、3月2日現在、4つの文化施設で接種が終わっておりまして、8,143名の3回目の接種が終わっているところです。本市では、集団接種を中心に実施をしておりますので、今後急速に接種率は伸びていくものと考えております。

年代別の接種状況については、中段以降に記載していますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

今、3回目の接種が始まっているということなんですけれども、1回目2回目を受けておられない方もおられまして、この現状を第6波ということでもかなり感染者数が増えているという状況になっておるといことで、ちょっと1回目打ちたいんだけどという問い合わせというのは今のところあつたりするのでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

中村課長。

○中村健康長寿課特命担当課長

今のご質疑です。

1回目2回目を受けておられない方の相談というの、日々入ってきております。その方につきましては、現在行っている集団接種の中で日程を入れていただいて、2回受けていただくようにしております。以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

○金行委員

一点お聞きします。

今の飲む薬ですよ。シオノギとかいろいろ出とるようですが、市の薬局、医療機関、医療病院等には、そういう薬は入っておるんですか。

一点、もしご存じなら教えてください。

○大下委員長

答弁を求めます。

中村課長。

○中村健康長寿課特命担当課長

内服薬が市内の病院に入っているかというご質疑ですが、こちらでは今のところ把握しておりません。

○大下委員長

ほかに質疑ありますか。

熊高委員。

○熊高委員

コロナの全体の流れの中で、PCR検査とか、検査キットによる検査とか、そういったものが、ある程度予防的な行動としてあるわけなんですけれども、とりわけ薬局等で買える検査キット、これが昨日の新聞でしたかね、かなり数も増えて、全国へ回っていくということも書いてあります。

こういった状況というのは、私もあんまり詳しく知らなかったんですが、その辺の状況というのは市民に周知するとか、あるいはPCR検査も、私も1回受けたんですけれども、榎医院さんですかね、あそこで受けることができたんですが、吉田病院でもできるとか、三次に行けば無料でできるとか、いろんな情報があるんですが、その辺の検査の状況をどのように把握されておるのか。

そして、市民にどのように周知していったのかというところを少し確認しておきたいんです

が。

○大下委員長

答弁を求めます。

中村課長。

○中村健康長寿課特命担当課長

PCR 検査のキットの状況ということだったかと思います。

県の方に先日、確認したんですが、県の方で、県の薬剤師会に加入されている薬局さんの方には、できるだけ検査を無料でできるように進めて欲しいということで県の方が推奨しているというふうに確認しています。

ただ、安芸高田市内の薬局の方では現在その PCR 検査を無料で実施してくださっている薬局というのが、今まだ手を挙げてくださっていない状況というのは、県の方で今確認しています。

○大下委員長

ほかに質疑ありますか。

熊高委員。

○熊高委員

その辺の推進といいますかね、その辺は、市としてどのようにしていくのか。

市民としては、そういうものがどんどんできる方が安心感も高まってきますし、そういう状況をどんなふうにつけていくのかなという。

私もほとんど情報がなかったものですから、その辺を含めて、今後県のそういう状況を踏まえて、市としてはどんなふうにしていくのかというのを改めて確認をしたいんですが。

○大下委員長

答弁を求めます。

中村課長。

○中村健康長寿課特命担当課長

PCR 検査の方を市としてどのようにしていくかということだったかと思いますが、今、症状がある方は、病院に行ってもすぐ検査を受けていただくという状況にあります。

症状はないけれども、ちょっと心配だなんていう方が、今のご自分で購入していただいたりしての抗原検査であったりという検査になるかと思うんですけれども、ただ、この抗原検査、簡易な検査は、検査をして、その場で陰性だったからといって、すぐ安心できるものではないというふうに今思っております。

ですので、どのように進めていくかというのは、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○大下委員長

石丸市長。

○石丸市長

少し補足をさせていただきます。

今、話に出てきた2種類、まず、PCRの方なんですけれども、これは依然として絶対的な供給量が足りません。なので、限られた病院、薬局、無料にもなかなかしにくいと。

あとは、保健所の指導によって学校とか集団で広がる懸念がある場合に検査をしてもらっているという状況です。

このPCRの件数がもっともっと増やせば、より容易に感染の防止、予防、封じ込めができる

ようになると考えています。

一方で、抗原検査なんですけれども、今、話にあったとおり、精度がそんなに高くありません。なので、抗原検査を使って、この感染予防、封じ込めをしようとすると、例えば、毎週、毎日、定期的に検査し続ける必要があります。

そうすると、例えば毎日受けるとすると、月火水 OKOKOK で、木曜日、陽性になったと、かかったんだなと思って止まれるんですけれども、これが、たまたま何か心配になって、1回やっただけだとその陰性の判定が果たして本当なのかどうなのか、確実ではない中で、自分は大丈夫と、多くの人が思って行動し始めかねません。

なので、私はこれ逆効果になる恐れもあると思ってますので、抗原検査を用いて、この前新聞出てたのが5,000万回分でしたっけ。国民で半分が1回できるかという程度で、この状況が打開できるとは思っていません。抗原検査も全然供給量が足りないという認識です。

ですので、市としては、精度の高いPCR検査を、供給量を増やすというのは市としてはできないので増やしてくれという要望を出しながら、いただいたものを、できる限り有効に使ってもらおう。これは医師会や保健所といろいろ相談をしながらなんですけれども、その使い方をしっかりと考えていくという方針です。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

課長並びに市長おっしゃるとおりの状況だと思うんですが、私がいろいろ情報を得る中で、自分も体験した中で、私が病院に行ったのは、鼻水が随分出て二、三日。花粉症かなというぐらいの状況だったんで、そこの佐々木先生のところへ行って見てもらったら、風邪薬を3日もらったんですけども、念のためにPCR検査をしとった方がいいでしょうと。熱は全くなかったんですよ。だからそういう状況で念のために、私もこういった公的な立場にありますんで念のためにと思って、どこでするんですかと言ったら、榎さんに行けばあそこは入口が2つあるんでできますよということで行ったんですが、割と簡単にできて、費用が1,700円だったですかね。唾液を出す分のあれだったんで、なかなか唾液出ませんねって言ったら梅干を出してくれちゃって、それで随分頑張って出して検査したんですけれども。

そういったたまたま流れが私にはよかったんで、そういう検査ができたんですが、今の抗原検査キットというのは、おっしゃるように不確定性が高いということもあるんですが、市民が一定の安心感を得るために、安芸高田市内の薬局に行けばあるんだということでも多少は違うんじゃないかなという気がしたんですよ。

だから国がそれだけ、5,000万セットを云々というふうな話をするということは、一定の評価をして、増やしていったらという気がして、新聞等は、市民も見るわけですね。

ただ安芸高田市にはそういった状況はないということになれば、不安感というか、不満感というのでも出てくるのかなと。

というので、市としてはどんなふうに対応されるのかなということを確認したんで、できれば、それぞれ市民が判断するというのも含めて、そういった状況というのは、環境というのは作るべきじゃないかなということで、改めて市長のお考えなり、課長の考えをお聞きしたいなという気がします。

○大下委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

基本方針はやはり PCR 検査、これを増やす、その体制の拡充だと考えています。

抗原検査で一定の安心感とおっしゃったんですが、今必要なのは安心ではありません。安全です。

安心と安全は似てる言葉ですけれども根本が違います。危機管理上は最優先すべきは安全です。

その安全が、その一定の安心によって脅かされることもあります。それが先ほどお話した、陰性だったんだ、大丈夫なんだと思い込んで、実際それは本当かもしれないんですが、その不確定なまま、行動が変わってしまう、悪い方に変容してしまう。これ安全を脅かしますので、私はその場合の安心というのは、非常に注意を払って提供していかなければならないと思ってます。

その意味では、ここで国の体制を批判しても始まらないんですが、国が今進めているこの新型コロナ対応、特に検査体制の拡充という意味では、なかなか的を射ていないんじゃないかなという感想を持っています。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

大体のこと理解できました。その上で、一番の判断基準というのは体温の上昇ということなんだろうなというふうに私は判断してるんですが、その辺の判断基準の状況というのを、いろんな情報がありますから、PCR 検査をするという 1つの前提に、いろんな症状、鼻水とかのどが痛いとか発熱とかいうのがあるんですが、どれか 1つがあつたら何らかの検査をする、その予備検査で抗原検査をして、さらに PCR 検査するというふうな流れが、私は、ある程度流れとしては取り組みやすいかなという気がしたんですが、そこらも含めて、国の状況、あるいは県の状況も含めて、市民がわかりやすく対応できるような状況を作っていただきたいということを要望しておきます。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

3回目の接種なんですが、ワクチンが今ファイザーとモデルナとありますよね。接種される方が希望をされたそのワクチンが接種できるのかどうか。そのところだけちょっと教えてください。

○大下委員長

答弁を求めます。

中村課長。

○中村健康長寿課特命担当課長

現在集団接種を進めているのは高齢者の集団接種です。高齢者の集団接種の間はモデルナ社製を使用する予定でいます。

今のところ高齢者の集団接種を、時間を延長して若い方も前倒しができるようにした日があるんですけども、そこはモデルナ社製を使用することになります。

当初、65歳未満の方の接種枠で設定したところからは、3月の29日からになるんですけども、ファイザー社製のワクチンを使用する予定であります。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありますか。

児玉委員。

○児玉委員

ファイザーでも別にと言いますか、例えばモデルナが打ちたいとそのときに。希望されたらモデルナも打てるということによろしいんですか。

○大下委員長

答弁を求めます。

中村課長。

○中村健康長寿課特命担当課長

現在、モデルナ社製が使えるのが、日にちが決まっております。今の高齢者の接種の期間と、あとは3月8日から3月17日を高齢者の期間ではあるんですけども、若い方を時間延長して、接種枠を設けた日がモデルナ社製になります。

ですので、今日はモデルナ、明日はファイザーという形ではなく、高齢者の集団はモデルナでその延長時間もモデルナ社製というふうにしております。

○大下委員長

ほかに質疑ありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、新型コロナワクチン接種状況についての報告を終了いたします。

ここで説明員入れ替え及び換気のため、10時15分まで休憩といたします。

10:04 休憩

10:15 再開

(4) 議案審査【産業振興部】

①議案第8号 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例

○大下委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第8号「安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長

議案第8号「安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例」について提案理由です。安芸高田市高宮老人福祉センターとして位置付けられていた福寿荘を廃止し、宿泊施設として、安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例に移管。利用料金の額の範囲についても改めます。

詳細については担当課長が説明いたします。

○大下委員長

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長

安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正には、3つの要点があります。このたびの条例改正に伴う趣旨でございます。

1点目、健康長寿課が所管する安芸高田市高宮老人福祉センター福寿荘の設置及び管理条例を廃止し、宿泊施設として福寿荘を商工観光課が所管する安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例に移管します。

2点目、安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例から、昨年5月末で廃止したウォーキングプール棟を削除します。

3点目、現在リニューアル工事を進めています、たかみや湯の森、また移管した福寿荘の利用料金の額の範囲を改正するものでございます。

いずれも現在の利用実態に則した、設置及び管理条例に改正するものです。

それでは、お手元の説明資料をご覧ください。

1ページ目です。高宮町原田の位置図となります。平面図を添付しています。最大36名収容の宿泊及び、大広間、食堂等を完備した施設になります。

2ページ目をご覧ください。外観写真、施設概要を掲載しております。昭和49年に建設され、その後、平成11年、たかみや湯の森の開業に合わせ宿泊施設として利用しております。平成16年からたかみや湯の森運営協会が指定管理者として管理運営をしております。

利用実績については記載のとおりでございます。下段でございます。

それでは、議案をご覧ください。右側が改正前で、左側が改正後でございます。

改正後、第2条（施設及び位置）、第6条（利用時間）について宿泊施設（福寿荘）を加え、第8条（利用の制限）に「伝染性の疾病にかかっていると認められる者が利用しようとするとき。」を付け加えるものです。また別表（第10条関係 利用料金の額の範囲）について、ウォーキングプールの削除及び、宿泊施設（福寿荘）の利用料金を新たに定めるものです。

施行期日でございますが、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、福寿荘は建築後48年が経過しております。施設の老朽化が顕著ではあります。最小限の施設修繕を行いながら施設の長寿命化を図るとともに、現在リニューアルしています浴場棟との相乗効果を図り、利用促進を目指し、これまで取り組めていなかった新たな宿泊プラン等の商品造成につなげたいと考えております。

以上でございます。

○大下委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

1点目、利用料金の額の範囲値上げといった感じのことについてお伺いしたいんですが、4ページです。

先ほど説明で、料金の値上げに関わって考えたときに、利用実態に即した改正であったり、そ

れから、利用促進をこれから促しますということでございました。

まず1点目として、この変更理由は今のように利用促進も含めて、実態に即した改正ということで、そこらあたりは、改正のその最たる理由というのはどういうことでそうなったんでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

これまでは先ほども説明させていただきましたように、健康長寿課の方が所管しておりました福寿荘でございます。

それを今の現状に合わせて、湯の森の方に移管をして、湯の森の方で一体的に経営をしていきたいというふうに考えてます。

料金のところで、福寿荘につきましてはこれまで料金設定の方がかなり安めの設定になっておりました。

宿泊プランでありますとかそういったプランを作る上ではどうしても今の料金設定では難しいということを現場の方の声がありましたので、そういったところを踏まえ、今回の料金を変更するものでございます。

以上でございます。

○大下委員長

秋田委員。

○秋田委員

それでは入浴料については、例えば子供が450円から600円までというふうになっておりますし、大人も、今まで860円までだったのが1,000円までというふうに改定をされましたが、これは、値上げというか、増額の根拠、考え方というのはどういうことでこういう値段になるんでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

今回の大浴場のリニューアルに伴いまして、これを機に料金を改定して、収益の改善を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

今回、1,000円まで上げさせていただくということでありますが、実質的には、今、たかみや湯の森を管理していただいている協会の方と調整をさせていただいておりますが、大人で言えば、現行700円、旧の改正前で言えば860円までありましたが、800円まで、今回、値上げの方をさせていただければというふうに協会の方と協議をしております。

子供につきましては、据え置くというところで今、現状調整をかけておるところでございます。

いずれにしても、この湯の森を、今後守っていききたいと。昔から親しまれてきた大仙の湯を残していきたいという考えもございますので、こういったところで受益者の方からも負担をいただきながら、こういった大仙の湯を残していきたいという考えでこのような料金改定の方を計画しているところでございます。以上です。

○大下委員長

秋田委員。

○秋田委員

私も地元の者としては、大仙の湯を本当に大事にしていきたいし、地元にもそういう感覚は皆さん持っておられると思うんです。

その値上げについては、それはいろいろ収益の改善も図られたりする上で必要なことだし、大事なことは、運営協議会ですね。ここと一緒に協議をされながら進めてきたということで、運営協議会の方では、当然いいですよという話になってるだろうとは理解するんですが、今後、資料でいただいておりますように、利用実績も、令和2年度は、コロナもあったかもわかりませんが減っておりますし、そこらあたり、価格が上がるのと、利用者が減ってくるというあたりを考えたときに、なかなか収益の改善というのが難しいかと思うんですが、そこらあたりはしっかり運営協議会と話をさせていただいておろうかと思うんですが、そこらあたりどうでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

これまで運営協会、現場サイドの方ともいろいろ協議をさせていただいております。

また本年度、総務省の事業で監査法人トーマツ様に経営分析等々を図っていただいております。

そうしたところの数字の分析、そういったところを一緒にやって、協議や議論を深めていきながら、このようなところで今調整しておるというところがございますので、今後も引き続いて、協議議論を重ねながら、その時その時の状況に合わせて、料金改定でありますとか、また割引というようなところも指導しながら、運営していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

まず18条が17条になって、高宮をなくして湯の森という形に名称がなっておりますが、この高宮を削除したという意図についてお伺いしたいと思います。

○大下委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

今回短くさせていただいたというか、もともとのところなんです湯の森というところだけに残させていただいたというのは、高宮というところが括弧書きに…

○大下委員長

続いて答弁を求めます。

藤堂係長。

○藤堂商工観光課観光振興係長

たかみや湯の森の表記が湯の森というところですが、こちらの方が、もともとありました改正前の条例の方で、たかみや湯の森を（湯の森）と、いわゆる条例の方で2条以降は表記するというので今改正前のところの第2条も湯の森というふうに記載してあると思います。

こちらの方が、前回条例改正の際に、18条たかみや湯の森というところが、本来なら湯の森ということで記載されてないといけなかったんですが、今回の一部条例改正に伴いまして、こちら、18条にありますたかみや湯の森というのを本来の湯の森というところで、こちらの方、誤りだったことを正すということで、記載の変更をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

今日提示された18条の前の条例は、括弧書きとかそういうのがついてないんで、そのままを読み解いたんですが、今藤堂係長おっしゃったように、当初は、括弧書きでたかみやというのはしてあったと。だから、今回湯の森にしたというふうに理解していいですね。

○大下委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

そのとおりです。

以上です。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

次に11条の一覧表の一番下にウォーキングプールについて書いてありますが、新しい条例10条には、そのものはありません。

これまでの経緯というのはいろんな情報をいただいておりますが、このウォーキングプールを結果的にどのようにするのか。施設の後も含めてですね。

これについて伺いたいと思います。

○大下委員長

答弁求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

ウォーキングプールの廃止というところで、5月から廃止をしとりましたがけれども、これまで1日12人という利用者が少なく、かなり経費がかさんでおったというところで、経費の削減が必要だったというところでまずプールの方の廃止を今させていただいてるところでございます。

今後につきましては、施設としては現状封鎖しておりますが、解体等につきましては、当面実施しないというふうに考えております。

また現場の方とも調整しながら、子供連れ、お子様が楽しめるような、何らかのそういった遊具であるとかそういう施設みたいなものが、そのプールのところにできればいいんじゃないかというような検討もしております。

今後もう少しそういった議論を深めながら、ファミリー層にも楽しんでいただけるような、お

湯作りをしていきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

本当に費用対効果等含めて、現状の施設の老朽化も含めて、いろいろ条件があったということは聞いてますので、今後の方向というのをしっかり運営母体と協議をいただきたいと思います。

それで運営母体について、これ、運営母体が法人じゃないんですね。私も地元でありますので、もう10数年前から法人化していこうというような話をしたんですが、結局、そういった方向にならずにここまできております。

監査法人のトーマツが入ったということも含めて、その辺をどのように見られていくのかなという気がするんですが。法人として、責任ある経営体制というのをどんなふうに構築していくのかというところが、ずっと気になっておりましたんで、それについては、今回経営を立て直すために料金改定をするということなんで、そういったことの総合的な経営の話というのはどのようになくなっていくんでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

法人化につきましては、これまでも何回も議論の方をかけておるところでございます。

実際に、安芸高田市内にほかにも湯治村でありますとか、そういった施設もございます。

今回、湯の森の方を法人化をするというところで当初進めておりましたが、もう少し議論を深めながら、ほかの施設との経営統合でありますとかそういったところも踏まえながら、もう少し議論を深めた段階で、法人格どうするかといったところについて議論をしていきたいというふうに考えております。現場の方につきましても、今そのように話をしておるところでございます。以上でございます。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

松田課長おっしゃったような方向でいくべきだろうなという私も考えておりますし、安芸高田市内の観光関係の施設、これを一定の統合した経営にするというの、以前からいろんな場面で提案をしてきたんですけども、そういったことを今考えておられるんだったら、しっかり推進いただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

入浴施設の利用料金のことをお聞きしたいんですけども、先ほどのお話ですと大人800円子供料金はそのままというふうにというお考えだというふうにお聞きしました。

昨日の総務の委員会の方で、温水プールの利用料金の件で、市長の方で、安芸高田市には類似施設がないのでということで利用料金の設定を考えたというご答弁があったと思います。

ただ湯の森に関しては安芸高田市内に神楽門前湯治村という入浴施設といますか類似施設がある中で、そこの利用料金との兼ね合いといますか、そういったものはどのように考えられたのかお伺いします。

○大下委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

今回、利用料金の設定をする中においてこれまでいろいろな試算をしながらこちら 800 円にするというところに今協議を重ねておるんですが、当然湯治村、現状 700 円であります。

他の近隣市町の君田森の泉でありますとか、北広島のホテルでありますとか、安佐北のお湯でありますとかそういったところの近隣施設、そういったところも料金を調査しながら、どうするかといったところで、いろいろ協議をさせていただきました。

800 円で、湯治村が 700 円、その差異はどうするかというところでございますが、ここは、今回 1 億円をかけてリニューアルをしておりますので、自信を持って、値上げをさせていただければというふうに考えているところでございます。

湯治村の方につきましては、現状の古いままのお風呂でございますので、そういった新しくしておりますので、そういったところをご理解いただければというふうに思います。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

石飛委員。

○石飛委員

大きな目的の 3 点のうちの 1 つである、高宮老人福祉センター条例の廃止のところできっかりと確認したいんですが、これ条例を廃止するというので、そもそもの目的があったと思うんですよね、福寿荘の使い方という。

目的、趣旨というものが、この条例には反映されていないと思うんですが、その辺はどのように捉えていらっしゃるんですか。

○大下委員長

答弁を求めます。

中野健康長寿課長。

○中野健康長寿課長

高宮老人福祉センター福寿荘でございます。

昭和 49 年に、国の補助事業を受けまして設置をしております。当初の目的は集会所そして結婚式場もありました。地域の基幹的集会施設という位置付けであったろうかと思えます。

当時は社会福祉協議会の方に運営の方を委託しておりました。そして、屋内体操場。これは高齢者の方の健康を維持するための室内での運動を推進するというものでございます。

このそれぞれの目的につきましては、近隣に同様の施設が整備されてきております。

まず 1 点目といたしましては中央地区に高宮田園パラッツォ。こちらの方の大集会室で集会施設の方は整ってきたと。

また、来原地区コミュニティづくり連絡協議会の施設でありますプラタナス。こちらの方にも集会施設ができております。

また運動施設といたしましても、先ほどの田園パラッツォの大集会室の活用、またプラタナス

の活用、さらには、湯の森を作りましたときに、温水ウォーキングプールとともにトレーニングルームも作っております。

そういった形で、高齢者の方々の集まって活動する施設、そして健康づくりをする施設というのは近隣に整備をされてきてきたと。さらに建物の老朽化もあって、老人福祉センターとしての役割は終えたというふうに判断をしております。

以上でございます。

○大下委員長

石飛委員。

○石飛委員

同僚議員も確認したと思いますが、運営協議会の中で、住民、地域住民の方としっかり協議の上、これを廃止するというところでよろしいですか。

再度答弁をお願いします。

○大下委員長

答弁をお願いします。

松田課長。

○松田商工観光課長

委員おっしゃるとおりでございます。

これまで議論を重ねております。

以上でございます。

○大下委員長

石飛委員。

○石飛委員

この施設、平成 28 年に施設のまとめ表という形でお示ししていただいた時には収支 1,600 万円の赤字という運営状態だったという長年の懸案事項のところ、地域の皆さんが納得されれば進めて、また地域のために施設を生かしていただきたいと思います。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第 8 号「安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第 8 号の審査を終了いたします。

(5) 報告事項【産業振興部】

①令和3年8月豪雨による農地・農業用施設等の災害復旧状況について

○大下委員長

次に、産業振興部に係ります、令和3年8月豪雨による農地・農業用施設等の災害復旧状況についての報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長

令和3年8月7日から同月23日までの間、暴風雨及び豪雨による災害に伴い、農地・農業用施設、林業施設の被災箇所数、現在の進捗状況について報告いたします。

詳細については担当課長より説明いたします。

○大下委員長

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長

それでは、令和3年8月豪雨による農地・農林業施設等の災害復旧状況について説明資料により報告いたします。

資料1をご覧ください。

令和3年11月24日から12月24日まで国の災害査定を受検し国庫補助申請件数が確定をいたしました。

まず農業災害ですが、国庫補助対象災害としての申請件数は、農地107件、農業用施設42件、合計149件です。

次に林業災害ですが、国庫補助対象災害としての申請件数は林道災害4件でございます。

工種別及び地域別については資料のとおりでございます。

国庫補助対象外の災害に対する市単独補助金の申請件数は、小災害130件、土砂撤去216件でございます。今回の災害が激甚指定されましたため、本年1月に補助金増高申請を行い、その結果、農地97.5%、農業用施設99.6%、林道95.1%の補助率となりました。

今後は実施設計を行いまして随時入札・発注し、早期の復旧を図って参ります。

報告は以上でございます。

○大下委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、令和3年8月豪雨による農地・農業用施設等の災害復旧状況についての報告を終了いたします。

②安芸高田市イノシシ対策モデル事業の成果・課題と令和4年度の取り組みについて

○大下委員長

次に、安芸高田市イノシシ対策モデル事業の成果・課題と令和4年度の取組についての報告を受けます、執行部より説明を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長

本市では、有害鳥獣対策として、捕獲活動と侵入防止柵の整備を中心に取り組んでまいりましたが有害鳥獣被害の減少を実感できない状況です。

本日は、有害鳥獣対策の中でも、イノシシ対策モデル事業の成果・課題と令和4年度の取組について説明いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○大下委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

それでは、安芸高田市イノシシ対策モデル事業の成果・課題と令和4年度の取組について資料をもとに説明いたします。

説明資料2をご覧ください。

安芸高田市イノシシ対策モデル事業の成果・課題と令和4年度の取組につきまして、モデル事業の目的は、地域住民と一体となった、効果的・持続可能な被害軽減を図る地域を形成し、事業で知り得た知識を市内に普及させることであり、最終的に農作物被害額がゼロ円になることを目指すものでございます。

事業実施主体は、安芸高田市有害鳥獣捕獲対策協議会。実施地区は安芸高田市向原町坂千日集落となっております。

取組内容でございますが、委託事業者の決定は、広島県より県で鳥獣対策コンサルタントの実績のある事業者を紹介いただき、安芸高田市の現状、課題に対する助言提案を受けたことで、協議会として助言を受けながら鳥獣被害対策に取り組むことが必要不可欠と判断したことから、株式会社BO-GAあずみのオフィスと鳥獣対策コンサルタント契約を締結しております。

実施場所の選定は、安芸高田地区稲作経営協議会（事務局：JA）においてモデル地区を募集し、候補地の現地確認を実施した結果、向原町坂千日集落に決定しております。

2ページをご覧ください。

令和3年度4月より集落説明会、捕獲わな設置研修、防護柵設置現地研修会、定点カメラ設置講習会を行うとともに、市の職員による被害調査、捕獲わな現地確認を随時行ってまいりました。

3ページになります。

事業実績でございますが、令和3年度農作物被害額で75万5,000円の減額となっております。

防護柵の設置につきましては、現在、ワイヤーメッシュ柵、電気柵の設置を行っており、3月中には完成する予定となっております。

捕獲の実績ですが、6月8日の捕獲わな研修時より捕獲活動を開始したものの、捕獲実績が悪かったことから、9月15日に群馬より専門家を招聘し講習を受けた後、順調に捕獲が進み、シカ7頭、イノシシ7頭を捕獲しております。

取組の成果でございますが、担当職員、鳥獣アドバイザーに不足していました被害抑制に係る基礎を習得する機会となったことと考えております。

今後、習得した踏み込んだ技術指導、野生鳥獣の習性の把握、捕獲技術につきまして全市展開していきたいと考えております。

4ページをご覧ください。

また、本市の取組に対しまして、広島県ではドローンでの生息調査、令和4年度、同地区での共同事業の実施等、追加の支援をいただくこととなっております。

モデル集落の取組を通じて見えてきた課題でございますが、野生動物の対策は、農業者、捕獲委託をしている猟師の方が管理や定期点検を継続的に行うことで成果が得られること。個々の取組でなく地域内の連携した取組や、監視カメラ等のICTを活用した省力化をすること。管理に労力が少ない防護柵の設置方法など、生産性を向上させ、獣害対策に対するモチベーションを維持していく必要があることと考えております。

また、対策を含めた住民の野生鳥獣に関する誤った情報が広まっている場合もございます。正しい情報を的確に伝える必要があると考えております。

本市においても農家や猟師の方任せの対策では、限界の集落も出てきております。何らかの対策が必要であるということを感じております。

これを受けまして令和4年度の取組の案でございますが、広報紙やホームページを活用し、適切な鳥獣対策のノウハウを市内へ普及していきたいと考えております。また、要望のある集落へ、鳥獣アドバイザーを派遣し現地相談を開催していきたいと考えております。また、農家や猟師の方任せの対策では限界の集落もあることから、広島県と安芸高田市が一体となって新たな中間支援組織の構築を検証をしていきたいと考えております。

県と連携した新たな事業としてICT技術の研修、狩猟者免許試験会場の誘致、放任果樹の撤去を計画しております。

モデル集落での取組成果や課題を今後の獣害対策に活かしていければと考えておりますので、ご支援いただきますようお願い申し上げます。

以上で、安芸高田市イノシシ対策モデル事業の成果・課題と令和4年度の取組につきまして報告を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

資料の3ページの捕獲実績についてなんですけれども、合計で14頭ということなんですけれどもこれは十分な成果と見ておられるのか、まだまだだったと思われるのか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

三戸課長。

○三戸地域営農課長

この捕獲実績でございますが、ICTの活用ということかカメラですね、定点カメラを設置いたしまして、捕獲を取り組んでおります。

現状、カメラの方に、定点カメラの方に写っている有害鳥獣につきましては、捕獲をしてきているところでございます。

ただ、やはり生息地域が移動してまいりますので、カメラに観測された害獣につきましては、適切に捕獲をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

以前、一般質問でも、この件に関して市長ともいろいろ意見交換しましたがけれども、モデル事業はイノシシ対策モデル事業ということですが、結果としては、シカが半分は占めておるんですね。

だから、目的が、害獣ということでくくればそうなんでしょうけれども、対策はイノシシに対しての対策が講じたけれども、結果としてシカも捕れたと。

地形的に熊野神社というような名称がありますし、お寺の名前もありますし、この千日地区のそういった対策をした地形的にはどのように成果が具体的にあらわれてきたというふうに受け止めておられるんでしょう。

○大下委員長

答弁を求めます。

三戸課長。

○三戸地域営農課長

今回のイノシシ対策のモデル事業でございますが、実際に集落に入って、当初、イノシシ対策ということで、取組をスタートしたんですが、実際に被害の状況を見させていただく中で、かなりシカによる被害が見られたと、水稻への食害が見られたということがございましたので、イノシシの対策のみならず、補強した形で、シカも対策をとらせていただいております。

地形的なところでございますが、この地域、十分ワイヤーメッシュ柵とか、農地が囲われていない状況が当初から見受けられましたので、そこに対する、適切な防護柵の設置、指導、そういったところを担当職員の方が集落に出向いて指導してきているところでございます。

地形的なところで言いますと、山から農地、また川から農地へ害獣の方が進入するという状況がございましたので、基本的に農地の団地を中心に、防護柵を設置するという指導をしてまいってきたところでございます。以上です。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

4ページの課題について見えてきたことということで、2点目の、野生鳥獣に関する誤った情報が広まっているという、ここは具体的にはどういう情報が誤った情報として伝わっておるんでしょう。

○大下委員長

答弁を求めます。

三戸課長。

○三戸地域営農課長

これにつきましては、イノシシ、シカの場合に、光であるとか、音、また、ピンクテープ、そういったいろいろな忌避グッズの方が販売されております。そういった忌避の効果をうたった商品の中でも、設置当初1日2日、もしくは1週間程度の忌避効果は、生活環境が変わったというところで、忌避効果はあるものの、慣れを生じる商品もございます。

そういった部分が広まっているというふうに認識しております。以上です。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

いろいろの見方というのはあるんだと思いますけれども、そこは、実績に基づいての判断でしょうから、ある程度しっかり、正しい情報という形で広めていただきたいと思います。

次に、1ページのB O-G Aの実績を認めてお願いしてあるということですが、県内での実績は、どこでどのような具体的な実績があるのかお聞きしたいと思います。

○大下委員長

答弁を求めます。

三戸課長。

○三戸地域営農課長

具体的な実績につきましては、担当係長よりご説明申し上げますが、令和2年度に、八千代町で広島県が事業主体となって、狩猟による忌避効果、シカの忌避効果を調査しております。その際に、広島県の方が委託したアドバイザーの方がB O-G Aとなっております。

そういった八千代町での取組を報告受ける中で、安芸高田市の獣害対策、まだまだ、力を入れるべきですよという話の中から、やはり専門的な指導を受けたいということをお願いをすることとなっております。

詳細につきましては、担当係長よりご説明申し上げます。

○大下委員長

続いて答弁を求めます。

佐々木地域営農課鳥獣対策係長。

○佐々木地域営農課鳥獣対策係長

B O-G Aの実績なんですけれども、先ほどうちの課長の方が申し上げたところが1点ありまして、鳥獣対策アドバイザーとして、林野庁、また関西広域連合会長、連合会の方でアドバイザーを行っております。

また、環境省の主催のフォーラム。こちらの方の企画や実際の方も実施されているというところで、協議会として採用させていただいた経緯でございます。

以上でございます。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

三戸課長の方から八千代町という言葉が出ましたが、県で事業実績があるというのは八千代だけなんですか。

具体的に八千代でどのような成果の実績が上がったのかお聞きしたいと思います。

○大下委員長

答弁を求めます。

佐々木係長。

○佐々木地域営農課鳥獣対策係長

広島県では、狩猟の、捕獲わなの捕獲の講習会等やられております。またシカの捕獲対策協議会の方でも、アドバイザーとして参画しております。

昨年度実施した八千代町でのシカの捕獲実証試験では、狩猟、巻狩、犬を入れた猟によって、シカの忌避を、どのような位置から、どのような行動を取るかというところを、定点カメラと捕

獲を5回実施しまして、調査をしたところでございます。

以上でございます。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

安芸高田市にも猟友会とかそういったものがあって、捕獲をしていただいているんですが、そこらとのやり方が、基本的に違うところがあるんですか。お伺いします。

○大下委員長

答弁を求めます。

佐々木係長。

○佐々木地域営農課鳥獣対策係長

本市においては、銃猟による有害鳥獣捕獲というのが、現在主流でございます。

そういった中で、銃の発射の制限等々ございまして、今、全国的には、有害鳥獣の捕獲ってというのが、わなによる捕獲で、農地に近い里山の獣害を捕獲するというのが主流でございまして、そちらの部分、安芸高田市の従来の銃で実施する捕獲が今までずっと実施されてきたんですけども、今後、そのわなについての捕獲の技術の向上というところを、このたびの研修会、研修会といいますか、事業で実証しているところがございます。以上です。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

方向性をそんなふうについでいくんだということで、このBO-GAの市川さんをお願いしたんですが、今、銃による狩猟が主体といいますけど、現在でも安芸高田市では箱わなも含めて、くくりわなも含めていろいろ取り組んでおられておりますが、そんなに実績ありませんか。

私はあるように感じておったんですが、BO-GAの市川さんの指導を受けないと、わなの狩猟ができてないというふうには受け止めたんですけども、そんなに実績ありませんか。

○大下委員長

答弁を求めます。

三戸課長。

○三戸地域営農課長

わなによる捕獲が、実績がないかということでございますが、実際にわなによる捕獲につきましてしっかりと捕っていただいているというふうには感じております。

ただ、さらに効率的に捕獲をしていくということを考えますと、やはり、より専門性の高い専門家の指導を受けながら、技術を高めていく必要があるというふうには考えております。

ですので決して今までのやり方を全て、もしくは否定をしていこうということを考えているわけではなくて、より良くなるために、より捕獲効率が上がるようにするために、専門家の指導を受けたいと、いうことをご理解いただければと思います。以上です。

○大下委員長

熊高委員。

○熊高委員

そこまで言うておいていただかないと、これまでの皆さんに対する、取組に対する敬意がないというふうには私は感じたもんですから、そこらを含めて、この新しいBO-GAの指導を受け

て、さらに実績はどんなふうに変わっていくかというのをしっかりとデータ化していただきたいというふうに要望しておきます。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

芦田委員。

○芦田副委員長

令和3年度の向原町での試験結果は一定の成果が出ているようですけれども、令和4年度は、この成果をもとに他の5町に水平展開していく計画でいいのか伺います。

○大下委員長

答弁を求めます。

三戸課長。

○三戸地域営農課長

現在の成果につきましては、しっかりと広報等を使ったり、あとは当然アドバイザー、また、市の職員の方がそういった知識を習得してきております。

ですので、できるだけ地域に出向いた指導ができればというふうに考えております。以上です。

○大下委員長

芦田委員。

○芦田副委員長

一昨年からさっき言われた鳥獣アドバイザーを採用されていますけれども、集落の説明会とか実地での訓練が今から非常に大切になると思いますけれども、この点については、アドバイザーが中心になって、そういうことを進めていくということによろしいですか。

○大下委員長

答弁を求めます。

三戸課長。

○三戸地域営農課長

3ページに成果の中の現地指導45回というふうにさせていただいております。

アドバイザーを中心に、現地の方へ出ていきたいというふうに考えていますのと、あと、やはり広島県、県との連携ということで、県もしっかり係わっていただきながら、現地へ指導が十分入るような形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

このモデル事業の成果として、3ページで、向原の事業実績で農作物被害額が減額になったと、いわゆるこれは効果と見るんですが、この内容としては、前の方で説明していただいたわなであったり防護柵であったり、それから、カメラ設置等というふうに理解はさせてもらうんですが、正確にはどのような効果だったんでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

佐々木係長。

○佐々木地域営農課鳥獣対策係長

まず、私も現場で感じたことなんですけれども、皆さん対策の方は十分やられている思いであるんですが、野生鳥獣のあまりの攻撃の多さに、ちょっとめいつているところがございました。そういったところで農業の耕作意欲もちょっと減退してる状態でありました。

そういったところで、粘り強く、コンサルタントを中心に、我々も出向いて話をして、結局地域のことは地域でやるというところで、最初はちょっと足も重たかったんですけれども、だんだんこう意欲を持ってやられて、被害が出たらすぐに、ここはどこから入ったのかとかそういう情報欲しいとか、そういう住民さんの方が意欲をたくさん持たれて実施していただきました。

最初は本当に被害があったときには、保険、農済さんですね、あそこでもう保険払えばいいやみたいな発想もちょっと多少あったんですけれども、その辺が意識が変わってこられて、守るところはちっちゃいところから守っていくと。動物が出たところも、ここは足跡があるんだけどというところで何なんだろうというところを、カメラを仕掛けてくれとか、そういったところで、被害額が減った状況が出てきたのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○大下委員長

秋田委員。

○秋田委員

地域の方の努力が、金銭的にどうこういうよりもそういう努力があって、こういう効果が出たんだということだと。

それで今、カメラの話がございましたけれども、説明の中で定点カメラ、これモデルでは5台だったんでしょうけれども、今後、全市展開をされるというふうにおっしゃったと思うんですが、そこらあたりはどのように考えておられますか。

○大下委員長

答弁を求めます。

三戸課長。

○三戸地域営農課長

今回のモデル事業の中でカメラを設置することで、野生鳥獣の出没状況の確認等できるという成果も出てきております。

市の方でも何か保有しておりますので、相談があった地域に対して貸出しをする、また、鳥獣アドバイザーが同行して設置をさせていただく、そういった取組をしております。

ただ、全市展開に、まだまだ取り組めるほどの機材を保有はしておりませんので、順次という形にはなろうかと思えます。以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

先ほどの質疑に関連するんですけれども、カメラは順次ということなんですけれども、いわゆる展開していく上でそのアドバイザーの人員といえますか、それはどのように増やしていくというふうにお考えでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

三戸課長。

○三戸地域営農課長

これにつきましては、やはり、上部団体であります広島県といろいろご相談させていただきながら、農家さん、また指導者の方だけでなかなか対策が十分取れる状況でないということございますので、中間支援ができる組織の設立ができないかということで、考えているところでございます。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、安芸高田市イノシシ対策モデル事業の成果・課題と令和4年の取組についての報告を終了いたします。

ここで、説明員入れ替えのため11時20分まで休憩といたします。

11:08 休憩

11:20 再開

(6) 報告事項【建設部】

①江の川上流域の特定都市河川法指定について

○大下委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、建設部に係ります、江の川上流域の特定都市河川法指定についての報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長

それでは、江の川上流域の特定都市河川法指定についてご説明をいたします。

安芸高田市においては、近年の豪雨により多くの浸水被害が発生をしております。流域治水という考えのもと、国、県、市と連携を持ちながら、協働して水害対策を行っていかうとするものです。

詳細につきましては担当課長から説明をさせます。

○大下委員長

神田管理課長。

○神田管理課長

資料1をご覧ください。まず、経緯です。

以前から、安芸高田市も三次市も国に対して排水機場の整備などを要望してまいりました。

令和3年5月、特定都市河川浸水被害対策法等が改正され、対象範囲が拡大されました。その中、8月には江の川流域で豪雨災害が発生し、それらを踏まえ、2月16日に国との意見交換会がございました。そして、その中で特定都市河川の指定の提案がございました。

これによりまして、水害とりわけ内水被害を抑えるためには、ハード整備だけでなく、流域のあらゆる関係者による流域治水を計画的に進めていくことが重要と考え、特定都市河川の指定に

向けて進みたいと考えております。

その下の図、指定見込みの流域です。青色の太い線で囲った部分です。

三次市の粟屋を起点に北広島町まで、その上流全ての流域が対象です。

安芸高田市においては、吉田町はほぼ全域、八千代町は根の谷川流域を除くほぼ全域、美土里町は本村川と奈良谷川流域、それと北広島町側の流域となる本郷の鉄井地区、高宮町は原田の本村川流域、甲田町は房後川流域を除くほぼ全域、向原町は戸島川流域ということになります。

次のページ、流域治水の施策でございます。

横になりますけれども、中央下の図をご覧ください。赤丸で囲っているのが施策の例でございます。

図の右上、水田貯留、ため池等の治水利用、貯水施設の整備、中央付近に排水機場の整備、河道掘削、図の右下、校庭貯留、リスクの高い地域からリスクの低い地域への移転、などがございます。

国・県・市町・企業・住民のそれぞれが役割を持って取り組んでいくこととなります。

次の3ページをご覧ください。流域水害対策計画の策定でございます。

左下の青い網掛け部分。3段ございますが、まず、都市河川の指定を受け、流域水害対策協議会が設置されます。

協議会は、流域水害対策計画を策定し、概ね20年から30年の取組を定めます。

そして、計画に基づいて関係者が実践をまいります。

次の4ページにお移りください。開発に対する規制についてです。

上段の表をご覧ください。指定日から、その流域では、1,000㎡以上の土地での雨水浸透阻害行為には、雨水を貯留・浸透させる対策工事と許可が必要になります。この規制は、民間事業も公共事業も対象となります。

中段の図をご覧ください。土地が農地や山林などは、雨が地面にしみこみやすい状態です。宅地や道路などに開発すると、雨水がしみこまず、河川に流れ出やすくなります。これを雨水浸透阻害行為といい、1,000㎡以上の場合には、下段のような対策工事が必要となります。

次の5ページから7ページにかけて、流域治水の事例の一部を挙げています。

5ページは貯留機能保全区域制度です。

この区域を設定しますと、開発を制限し、雨水を貯留する機能を保全することになります。

次の6ページの上段は、水田貯留、いわゆる田んぼダムでございます。田んぼの排水口のせぎ板を改良することで、雨を一時的に田んぼに貯留し、急激な流失を防ごうというものでございます。

その下が浸水被害防止区域制度です。

著しい浸水被害が発生しやすい場所をこの区域に指定することで、新たに住宅等を建築する場合に、対策を講じさせることができます。

7ページの上段は、雨水貯留浸透施設整備です。

例えば、右上の写真にあるように、平常時は運動場ですが出水時には雨水を貯留するという施設でございます。

最後に7ページの下段、今後のスケジュールと併せて流域対策協議会制度について説明します。

この3月中に、関係自治体が、指定に向けて改めて国へ意見を伝えることとなります。その後、国が法的手続きを進めて、早ければ今年6月頃、特定都市河川に指定されることとなります。

す。

指定後、協議会が設置されます。協議会のメンバーは、左下の図にあるように、主体が国・県・市・町で、これに学識経験者などが加わります。

そして、最初の段階の計画が策定され、令和5年度から特定都市河川としての事業が予算化されていく見込みでございます。

国・県・市の役割分担について、協議会で調整し、必要な支援をお願いします。

この指定により、かねてから要望が強かった内水被害対策が進むことを期待しております。

以上で説明を終わります。

○大下委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

5ページの、貯留機能保全区域というものなんですけれども、例えば安芸高田市内でこういった地域が大体どこを想定されていて、その地域に現時点で民家があるなしというのはどのくらい把握されているのでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

神田課長。

○神田管理課長

現時点では、まだ具体的にこの地域という想定はしておりませんが、基本的には民家がなく、田のような雨水浸透能力の高い土地が多い地域というものを想定することになります。

これらは、各自治体との協議の中でまた決めていくことになると思います。以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、江の川上流域の特定都市河川法指定についての報告を終了いたします。

②市有常友住宅・甲田住宅の状況について

○大下委員長

次に、市有常友住宅・甲田住宅の状況についての報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長

それでは、市有常友住宅・甲田住宅の状況についての説明をいたします。

令和3年12月17日に当委員会で報告いたしました、常友・甲田住宅の用途廃止につきまして、その後の市の対応及び現在の状況について報告をするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○大下委員長

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

資料2をお願いします。

12月の産業厚生常任委員会で、市有常友住宅、甲田住宅について4月からの新規入居者の募集を行わないことについて報告をさせていただきました。その後の状況について資料によって説明をさせていただきたいと思います。

まず、現在の入居状況でございますけれども、常友住宅は、全80戸の内69戸に入居されています。甲田住宅については全80戸の内67戸に入居されています。

2番になるんですけれども、報告をさせてもらった後、常友住宅、甲田住宅の両自治会長さんにお話をさせていただきました。

詳細については、1月の自治会の役員会に出席をして説明させていただきたいので、役員会への出席をお願いさせていただきました。

その後、年があげまして、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の適用を受け、それぞれの自治会長さんと話をさせてもらい、既に12月に会長さんの方からいくらか住民の役員の方にもお話をされていたみたいで、その後の連絡がないということもありますので、役員会での説明をせずに、みんなが集まってもらうのは難しいので、全戸に通知文を配布することにさせていただきました。

通知文については2月3日に配布をさせていただいております。

配布後には、通知内容についての問合せのほか、市有郡山住宅への入居希望、市営住宅の募集があった場合の通知希望、民間住宅の問合せ、空き家バンクの利用者登録の申込みなどがありました。また、ソーシャルワーカーへの相談もあり、先日、社会福祉協議会の相談員さんとの会合を持たせていただき、通知文書の説明など意見交換を行っております。

それぞれ入居者の方、事情もあるので、今後も情報交換を行いながら、諸事情を踏まえ、住居相談を行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

先ほどお話あったこの住居相談というのは、個別対応ということでしょうか。全体に向けてという感じでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

小櫻課長。

○小櫻住宅政策課長

今は個別に相談を受けております。

今、声かけの方、今の通知文書の内容についてもご理解ができない方もいらっしゃるという思いもありまして、全員の方になるべく声掛けをしていこうということで、今、大体40%ぐらいですかね。約4割の方のお話を、住宅政策課ではなくて、特に指定管理業者の方の声かけ、またソーシャルワーカーさんからの相談を受けて聞いております。

まだ6割の方、お話を伺ってない方についても、今後、一度お話をしていきたいと考えております。以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

市有住宅についての廃止の話は12月に報告という形でお聞きして、その時にも質問させていただいた部分ではあるんですけども、やはり住んでる方が出てくださいますということなので、その受け皿をどう用意するかっていうのも非常に重要だとは思いますが、そういった動きというのは12月以降をどのように何か変わった点というのがあれば教えてください。

○大下委員長

答弁を求めます。

小櫻課長。

○小櫻住宅政策課長

12月に説明をさせていただいて、その時に公営住宅の空きも含めて、民間も含めて大体450ぐらいあるんじゃないかというのを統計調査の数字をお話をさせていただきました。

その時とちょっと状況が変わるとするか、今のうちの情報の方では、不動産業者の方からも、相談を受けられて、なかなか安い安価な住宅がないというのがあります。

安い安価な住宅となりますと、どうしても公営住宅がまず1つあるんですけども、公営住宅は、ご希望であれば、受付簿受けさせていただいて、順次募集があったときご案内をさせていただくという話をまず1つさせていただいております。

また、民間住宅についても不動産業者を通してない、安価な、安価なとか、空きのある住宅があるというのを、お話を伺っておりますので、そういう方、そういう業者さんとも話を今後はさせていただくのが1つあります。

また、住宅セーフティネットの形でそちらの方に入られておる不動産会社の方との話もこれからさせていただくように予定をしております。

その辺の情報がまた入りましたら、逐次情報の方を提供させていただきたいと思っております。以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、市有常友住宅・甲田住宅の状況についての報告を終了いたします。

③令和3年発生公共土木施設災害の状況について

○大下委員長

次に、令和3年発生公共土木施設災害の状況についての報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長

それでは、令和3年度発生公共土木施設災害の状況についての説明をいたします。

令和3年7月及び8月に発生した災害につきまして、令和3年12月17日の当委員会で報告させていただいたものに引き続き、現在の状況について報告をさせていただくものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に代わり、建設課長が説明申し上げます。

○大下委員長

五島建設課長。

○五島建設課長

それでは、令和3年発生公共土木施設災害の状況について説明をさせていただきます。

資料の3の方をお願いいたします。

安芸高田市が管理している公共土木施設の災害について、7月災害では、国庫対象が河川道路を合わせて4件。小災害対象が河川道路合わせて6件、また、8月災害では、国庫対象が河川道路で51件、小災害対象が河川道路を合わせて16件。

7月、8月の災害を合わせ、計77件ございます。

工事の発注につきましては、2月中に77件全ての契約を締結させていただいております。既に工事に着手したところもございます。

今後につきましても、早期復旧に向け、受注業者と協議を重ね、早期復旧に努めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、令和3年発生公共土木施設災害の状況についての報告を終了いたします。

ここで執行部退席のため暫時休憩とします。

11:38 休憩

11:42 再開

(7) その他

①閉会中の継続調査について

○大下委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

その他の項に移ります。

閉会中の継続調査事項についてご協議をお願いいたします。

皆様から閉会中の調査事項についてご意見を伺いたいと思います。

意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは、先ほど意見をいただきました別紙一覧のとおり、継続調査事項として定例会最終日に閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なし)

その他ほかに皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

ないようでしたらこれでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

(「正副委員長一任」の声あり)

それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長にご一任いただくことでご異議ありませんか。

(異議なし)

異議がありませんのでさよう決定いたしました。

以上で本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

これをもって第8回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

【閉会 11:44】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会産業厚生常任委員長

第 8 回産業厚生常任委員会会議日程

と き 令和 4 年 3 月 3 日

ところ 議 場

1. 開 会

2. 議 題

(1) 議案審査【市民部】

①議案第 6 号 安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(2) 議案審査【福祉保健部】

①議案第 7 号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(3) 報告事項【福祉保健部】

①「誕生お祝い金」について

②新型コロナワクチン接種状況について

(4) 議案審査【産業振興部】

①議案第 8 号 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例

(5) 報告事項【産業振興部】

①令和 3 年 8 月豪雨による農地・農業用施設等の災害復旧状況について

②安芸高田市イノシシ対策モデル事業の成果・課題と令和 4 年度の取り組みについて

(6) 報告事項【建設部】

①江の川上流域の特定都市河川法指定について

②市有常友住宅・甲田住宅の状況について

③令和 3 年発生公共土木施設災害の状況について

3. そ の 他

(1) 閉会中の継続調査について

4. 閉 会